

2026（令和8）年度 所属団体継続審査実施要綱

AY2026 the Continuing Screening Implementation Guidelines

起草：中央事務局 調査企画部

Published by: Central Administration Department of Marketing Planning

はじめに

立命館大学の全学生によって構成されている学生自治組織「立命館大学学友会」は、課外自主活動を支援するために所属団体制度を設けています。そして、学友会所属団体の権利やルールを定める「立命館大学学友会所属団体規程」（※巻末に有）において、「**次年度も所属団体として活動の継続の意志がある場合、継続審査受付期間中に継続審査を受けなければならない。**」とあります。所属団体の登録更新は、一次審査（書類審査）と二次審査（ヒアリング審査若しくは電話審査）の2回の審査を経て学友会所属団体としての活動が継続できるかどうかが決まります。要綱を熟読し、期限内に申請を行ってください。

所属団体の登録更新には、学友会の基準に適切な団体であるかどうかという審査が必要であり、申請さえすれば登録される単純な“登録制”とは意を異にします。予めご承知おきください。

所属団体継続審査について

所属団体継続審査は、**2026（令和8）年 2月以降も学友会所属団体として活動を希望する団体を対象とした審査です。**継続時には、審査基準に適合しているかの他、以下の事務的内容も確認・更新します。

- ・ロッカーや共同倉庫、共同 BOX や BOX などの学内施設の利用状況の確認
- ・代替わりなどによる、三役の情報の更新
- ・Circle Collection 2026（仮）への掲載情報

スケジュール

WEB 申請期間	2025（令和7）年 11月6日（木）～同年 11月20日（木） ※学友会 HP から申請
一次審査結果公示	2025（令和7）年 11月28日（金）
二次審査期間	2025（令和7）年 12月1日（月）～同年 12月25日（木）
二次審査結果公示	2026（令和8）年 1月31日（土）

※応募について期限を越えての受付は特段の理由がない限り**一切行いません**。ご注意ください。

審査基準

次年度も学友会所属団体として継続できる団体は次の各号を満たし、かつ、立命館大学学友会所属団体規程 第6章 遵守事項（第17条～第20条）が満たされている団体です。所属団体規程については巻末をご覧ください。

- ① 学友会に提出する団体情報が嘘偽りなく正確な情報であること。
- ② 宗教的活動を主目的とする団体でないこと。
- ③ 反社会的活動または公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。
- ④ 今年度における活動実態が伴っていること。
- ⑤ 次年度に向けた活動趣旨が明確に定まっていること。
- ⑥ 団体の活動内容に独自性があること。
- ⑦ 大学所管団体として登録していないこと。
- ⑧ 学友会所属団体として活動する必要性があること
- ⑨ 各種手続きの期限を遵守し、また指定された内容を満たしていること。

特に、「①学友会に提出する団体情報が嘘偽りなく正確な情報であること。」を満たせていない団体が見受けられます。申請の際は次頁のチェックリストをご活用ください。

- 立命館大学所属の学生の学籍番号は 11 桁である。
- 全員の学籍番号は 1 字たりとも間違いがない。
- メールアドレスは学内アドレス (@ed.ritsumei.ac.jp) である。(ed がついてない例が散見)
- メールアドレスのスペルに抜け・漏れがない。(文学部の It (エルティール) が It (アイティール) に、産業社会学部の so (エスオー) が s0 (エスゼロ) になっている例等があります)

過去に学友会所属団体として登録していたが継続届の提出を怠った為に登録抹消され、再度所属団体として活動の意思がある団体については、2026 (令和 8) 年に実施予定の新規登録団体審査にエントリーしてください。継続審査は登録更新のみを対象としており、再登録を受け付けません。

今年度の所属団体継続審査にて学友会所属団体から登録が抹消された場合、2026 (令和 8) 年度中は新たに登録団体となることはできません。2027 (令和 9) 年度以降に行われる新規登録団体審査へエントリーしてください。

また、すでに学友会所属である団体からの分離独立を希望する団体は、一次審査エントリー時にヒアリングを希望していただき、具体的な内容(活動状況、なぜ分離独立を希望するか等)を記載してください。

詳しくは、「分離独立審査について」をご覧ください。

一次審査（書類審査）について

立命館大学学友会 HP のフォームにて団体に関する所定の情報を申請、また、Excel ファイルを添付していただきます。一次審査の結果は、それらの内容をもとに審査基準を満たしているかで判断をします。

注意点

- 申請頂いた内容のみで審査を行います。故に、「具体的」かつ「正確」に記入をお願いします。特に、学籍番号 (11桁)、学内メールアドレス (@ed.ritsumei.ac.jp)、電話番号などに誤りがある団体が見受けられます。正確に記入されていない場合は書類差し戻しとなります。
- 部員一覧のExcelファイルにございます年間活動予定も忘れずに記入してください。記入失念は差し戻しの対象となります。
- 各項目に指定の文字数に達していない場合は書類差し戻しとなります。
- 各項目で昨年度ご提出いただいた内容をそのまま写す行為はおやめください。
- ChatGPT等の生成系AIの使用は控えください。
- 1 回以上差し戻しが行われた団体については二次審査での取り扱いが異なります。差し戻しにならないよう、提出の際はくれぐれもお気を付けください。
- 3 回以上書類差し戻しを行った団体には特段の理由がない限り一切審査を実施せず、登録抹消となります。

【部員一覧の添付について】

エントリーの際、全所属部員の一覧を提出して頂きます。学友会 HP からフォーマット (Excel ファイル) をダウンロードの上、部員の方の名前、学部、学年、学籍番号 (立命館大学以外の学生、構成員は其の旨を記載) を一覧にしてそのデータを申請フォームに添付の上で提出して下さい。

二次審査（ヒアリング審査若しくは電話審査）について

書類からは読み取れない内容を中心に具体的なお話を伺います。団体の三役（代表・副代表・会計）のうち、いずれか一名が応じてください。

二次審査期間	2025（令和7）年12月1日（月）～同年12月25日（木）
所要時間	ヒアリング審査：30分程度 電話審査：10分程度
日程調整方法	一次審査の際にフォームで指定（最低でも 3日程はご指定下さい。 ）
日時の通知	一次審査通過団体のみ、メールにて個別通知

- 二次審査の形態がヒアリング審査か電話審査になるかについては、一次審査の書類次第で調査企画部が決定します。二次審査のご案内に併記いたしますので、ご確認ください。
- 二次審査の日程調整については、原則ヒアリング審査が行われることを念頭に置いて、三役の間でご調整ください。

分離独立審査について

二次審査と同時に、対象団体向けに分離独立審査を行います。分離独立審査とは、すでに学友会に所属する団体のうち、複数の学友会所属団体に分離・独立を希望する団体に対して行う審査です。分離独立した団体も新しく学友会所属団体として認められます。

なお、分離独立審査の対象と認められた団体につきましては、調査企画部が個別に連絡させていただきます。

処分について

団体に対して何らかの理由で継続審査が行われなかった場合、また一次審査及び二次審査において審査項目に違反する活動が認められた場合、下記の記載内容に沿って処分されます。審査項目について詳しくは、巻頭に記載の審査基準、及び巻末の所属団体規程を御覧ください。ここでは、処分の種類を説明いたします。

処分項目（指定）

今年度の活動において、下記の1項目でも該当することがあった場合、関係各所と協議のうえ、適切な処分を行います。

- 継続審査を行わなかった場合
- 所属団体規程第18条及び第20条に掲げる各号の違反
- 審査基準①，②，③，⑦の違反
- 学友会に、故意の虚偽報告をした場合

処分項目（一類）

今年度の活動において、下記の2項目以上該当することがあった場合、また2度以上同じ項目が該当することがあった場合、関係各所と協議のうえ、適切な処分を行います。

- 所属団体規程第17条に掲げる各号の違反
- 審査基準④，⑤の違反

処分項目（二類）

今年度の活動において下記に該当することがあった場合、中央事務局長および調査企画部長より、団体の活動に対する是正勧告書が発行されます。

- 所属団体規程第 17 条に掲げる各号の違反（1 項目 1 度のみ）
- 所属団体規程第 19 条に掲げる各号の違反
- 審査基準⑥，⑧，⑨の違反
- 調査企画部長が必要と認め、中央事務局長が決裁したところ

抹消された場合

今年度の所属団体継続審査にて学友会所属団体から登録が抹消された場合、2026（令和 8）年度中は新たに登録団体となることができません。2027 年度以降に行われる新規登録団体審査へエントリーしてください。

是正勧告書が発行された場合

処分項目（二類）において、団体の活動に対する是正勧告書が発行された場合、2026（令和 8）年度の活動内で、記載の通り活動の改善を命じます。

2025 年度継続審査において是正勧告書が発行され、今年度も発行された団体については、ヒアリング等の対応を行います。予めご了承下さい。

立命館大学学友会所属団体規程

第一章 総則

（目的）

第一条 本規程は，立命館大学学友会（以下，本会）に所属する課外自主活動団体（以下，所属団体）の権利，義務を定めるものである。

（適用範囲）

第二条 本規程は，所属団体の運営について適用する。

（個人情報保護）

第三条 所属団体の個人情報の取り扱いについては、『立命館大学学友会個人情報保護に関する規程』を遵守する。

（活動の支援）

第四条 所属団体は一定の支援を受けることができる。支援内容については別途定める。

2 大学からの支援については立命館大学学生部と協議のうえ決定する。

（構成員）

第五条 所属団体の構成員は，その過半数が立命館大学の正規課程学部生でなければならない。

（役員）

第六条 所属団体の代表者・副代表者・会計担当者の役員を各一名ずつ立命館大学の正規課程学部生の中から選出しなければならない。

2 前項に定める役員の兼任は，これを妨げる。

3 複数の所属団体における役員の兼任は，これを妨げる。

第二章 区分

（区分）

第七条 所属団体は，次の各号に掲げる4つに区分される。

- 一 公認団体
- 二 同好会
- 三 任意団体
- 四 登録団体

(機関)

第八条 所属団体の各区分に共通する権利、義務を所管するために、本会中央事務局に調査企画部を置く。

2 調査企画部については、別途これを定める。

(区分による業務の所掌)

第九条 第7条一号から三号に掲げる各区分独自の権利、義務を所管するために、次の各号に掲げる機関を充てる。

一 学術本部

二 学芸総部本部

三 体育会

2 本条に掲げる機関は、各団体の活動内容に合わせて所管業務を分掌する。

(所管の努力義務)

第十条 第8条及び第9条に掲げる各機関（以下、各機関）は、所属団体の活動発展のための支援に努める。

第三章 所属

(所属)

第十一条 本会への所属を証明する手段として「所属団体制度」を設ける。

(新規登録団体審査)

第十二条 新たに本会へ所属を希望する団体は、新規登録団体審査を受けなければならない。

2 新規登録団体審査は、調査企画部が担当する。

3 調査企画部は、審査にあたって必要な審査項目を定めることができる。

4 新規登録団体審査を通過した団体は、中央事務局長の決裁、中央委員会の承認を経て登録団体として区分される。

第四章 継続

(継続)

第十三条 所属団体として活動の継続を認める手段として、「継続制度」を設ける。

(所属団体継続審査)

第十四条 次年度も所属団体として活動の継続の意志がある場合、審査受付期間中に所属団体継続審査を受けなければならない。

2 継続審査は、各機関が担当する。

- 3 各機関は、審査にあたって必要な審査項目を定めることができる。
- 4 手続きを行わなかった所属団体は継続の意志が無いものと見なし、原則登録を抹消する。

第五章 昇降格・登録抹消

（昇降格）

第十五条 団体区分間の昇降格の要件については、各機関の定めるところによる。

（登録抹消）

第十六条 所属団体の都合により登録の抹消を希望する場合、各機関に趣意書を提出することにより、登録を抹消することができる。

2 遵守事項に重大な違反があった場合及び申請書類に虚偽報告があった場合には、各機関は中央委員会の承認をもって所属団体の登録を抹消することができる。

第六章 遵守事項

（団体の義務）

第十七条 所属団体は次の各号に掲げる義務を負う。

- 一 立命館大学学則及び諸規程を守る義務
- 二 本規程及び本会各機関が定める規程等を尊重し、各機関の決定に従う義務
- 三 明朗な会計活動を行う義務

（禁止行為）

第十八条 次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 営利を目的とした活動
- 二 学内外を問わず、一切の暴力活動
- 三 外部団体への勧誘を目的とした団体活動

（運営）

第十九条 所属団体は、次の各号に掲げることを遵守し、誠実に運営されなければならない。

- 一 団体活動が民主的に行われていること
- 二 所属団体としての責任の所在を明確にすること
- 三 一時的ではなく、継続的な活動を行うこと
- 四 定期的に学友会ホームページ・メーリングリスト・掲示板などの各機関からの連絡を確認すること
- 五 役員交代など、書類内容、報告などに変更がある場合は、速やかに各機関に報告すること

(ダミー団体)

第二十条 同一の構成員で複数の団体を結成し権利拡大を目的とする「ダミー団体」は認めない。

第七章 補則

(細則)

第二十一条 この規程を実施するにあたって必要な事柄は、別にこれを定める。

(改廃)

第二十二条 本規程の改廃は、中央委員会の承認を必要とする。

附則

(施行期日)

本規程は二〇〇八年四月二十日に公布し、即日施行する。

2015 年 4 月 10 日 一部改正

2019 年 9 月 24 日 一部改正

2022 年 9 月 26 日 全部改正

2023 年 1 月 26 日 一部改正

立命館大学学友会所属団体規程細則

第一章 総則

(目的)

第一条 本細則は、立命館大学学友会所属団体規程（以下、「所属団体規程」という）第 21 条に基づき、立命館大学学友会所属団体規程を実施するにあたり必要な規則を定める。

第二章 新規登録団体審査

(実施時期)

第二条 春季開講期および秋季開講期に、新規登録団体審査を実施できる。

(実施要綱)

第三条 審査を実施する際は、実施要綱を定め、然るべき場所に公示しなければならない。

(実施公示)

第四条 審査を実施する際は、次の各号に掲げる項目を公示しなければならない。

一 実施要綱

二 審査にかかる書類

三 前号の提出期間

2 前項第三号に掲げる期間は 2 週間を下回ることができない。

3 第 1 項第二号及び第三号は、実施要綱に掲載することで足りる。

(一次審査)

第五条 前条第 1 項第二号の内容をもとに書面で審査する一次審査を設ける。

2 審査項目は、実施要綱にて定める。

3 一次審査終了後、一次審査結果を実施要綱の通り公示しなければならない。

(二次審査)

第六条 一次審査での判断をもとに、各団体にヒアリングを実施し審査する二次審査を設ける。

2 審査項目は、実施要綱にて定める。

3 ヒアリングは、対面方式及び遠隔会議方式のどちらの形態でも実施することができる。

(合否判断)

第七条 審査の合否は、一次審査および二次審査の内容をもとに判断される。

2 審査基準は、別途これを定める。

(合否決裁)

第八条 新規登録団体審査にかかる事務は、中央事務局長がこれを所掌する。

2 中央事務局長は、前項に定める事務を中央事務局調査企画部に委託することができる。

(最終結果公示)

第九条 審査の最終結果は、最終通過団体一覧を明記し、実施要綱の通り公示されなければならない。

第三章 所属団体継続審査

(実施時期)

第十条 毎年度末に、所属団体継続審査を実施できる。

(実施公示)

第十一条 審査を実施する際は、次の各号に掲げる項目を公示しなければならない。

- 一 実施要綱
- 二 審査にかかる書類
- 三 前号の提出期間

- 2 前項第三号に掲げる期間は2週間を下回ることができない。
- 3 第1項第二号及び第三号は、実施要綱に掲載することで足りる。

(一次審査)

第十二条 提出された書類の内容をもとに書面で審査する一次審査を設ける。

- 2 審査項目は、実施要綱にて定める。
- 3 一次審査終了後、一次審査結果を実施要綱の通り公示しなければならない。

(二次審査)

第十三条 一次審査での判断をもとに、各団体にヒアリングを実施し審査する二次審査を設ける。

- 2 審査項目は、実施要綱にて定める。
- 3 ヒアリングは、対面方式及び遠隔会議方式のどちらの形態でも実施することができる。

(分離独立審査)

第十四条 単一の学友会所属団体から複数の学友会所属団体に分離・独立を希望する団体がある場合、別途審査を行う。

- 2 当該団体の分離独立には、中央委員会の承認を必要とする。
- 3 それにかかる事務は、次の各号に掲げる機関にて所掌する。

- 一 中央事務局調査企画部
- 二 中央事務局財務部
- 三 分離独立を希望する団体を所管する課外本部

(合否判断)

第十五条 審査の合否は、一次審査および二次審査の内容をもとに判断される。

- 2 審査基準は、別途これを定める。

(合否決裁)

第十六条 所属団体継続審査にかかる事務は、中央事務局長がこれを所掌する。

- 2 中央事務局長は、前項に定める事務を中央事務局調査企画部に委託することができる。

(処分)

第十七条 審査の結果に応じて、処分項目を設定する。

- 2 処分項目は、実施要綱にて定める。

(最終結果公示)

第十八条 審査の最終結果は、最終通過団体一覧を明記し実施要綱の通り公示されなければならない。

第四章 学内施設利用

(施設管理者)

第十九条 施設管理者は、立命館大学とする。

(部室)

第二十条 部室は、学内で団体が占有利用できる部屋のことをいう。

- 2 利用に際する登録・更新は年度単位で行う。

(共同部室)

第二十一条 共同部室は、学内で複数の団体が共同利用できる部屋のことをいう。

- 2 利用に際する登録・更新は年度単位で行う。

(共同倉庫)

第二十二條 共同倉庫は、学内で複数の団体が共同利用できる倉庫のことをいう。

2 利用に際する登録・更新は年度単位で行う。

(課外掲示板)

第二十三條 課外掲示板は、催物等を宣伝する目的で利用できる掲示板のことをいう。

2 利用方法については、課外掲示板利用規則にて別途定める。

(学内施設)

第二十四條 学内施設は、施設管理者によって学生の利用が認められている学内の全施設のことをいう。

(遵守事項)

第二十五條 施設の利用にあたっては、施設管理者の指示に従うこととする。

(公認団体)

第二十六條 公認団体は、下記の施設が利用できる。

- 一 部室
- 二 共同倉庫
- 三 学内施設

(同好会)

第二十七條 同好会は、下記の施設が利用できる。

- 一 共同部室
- 二 共同倉庫
- 三 学内施設

(任意団体)

第二十八條 任意団体は、下記の施設が利用できる。

- 一 共同倉庫
- 二 学内施設

(登録団体)

第二十九條 登録団体は、学内施設が利用できる。

(学内施設の利用回数)

第三十條 学内施設の利用回数は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 公認団体 無制限
- 二 同好会 無制限
- 三 任意団体 無制限
- 四 登録団体 月曜日から起算し週一日

2 施設管理者から別途指示があった場合はこの限りではない。

第五章 補則

(改廃)

第三十一條 改廃に関しては、中央委員会での承認を必要とする。

附則

(施行期日)

本規程は、二〇二三年一月二十六日に公布し、即日施行する。

立命館大学学友会 HP について

今後結果の発表も含め、諸連絡は全て立命館大学学友会 HP を通じて行います。スケジュール等に変更が出る場合もございますので適宜ご確認下さい。



<https://www.ritsumei.club/>

ご質問・お問い合わせ

ご質問に関しましては学友会お問い合わせフォームにて対応致します。下記をご参照の上、質問事項をお送り下さい。



<https://www.ritsumei.club/information/>

最後に

例年、登録団体の権利及び義務について、課外自主活動ハンドブックや各種規約に記載の内容を質問される団体が多く見受けられます。不明点がある場合は、**今一度課外自主活動ハンドブック及び立命館大学学友会所属団体規程をご確認の上**、お問い合わせください。また、こちらから一斉送信させていただくメールが、迷惑メールに入ってしまう場合があります。あらかじめ設定を変更していただくか、迷惑メールに振り分けられていないか必ず確認するようお願い致します。

最後になりますが、次年度も学友会所属団体として活動できるよう、手続きの程よろしくお願い致します。

文責・発行：立命館大学学友会 中央事務局 調査企画部

2025（令和7）年11月6日

【衣笠】京都府京都市北区等持院北町56-1 学生会館207

【BKC】滋賀県草津市野路東1-1-1 セントラルアーク4F アクトオフィス

【OIC】大阪府茨木市岩倉町 2-150 A棟 3階 Student Lounge

Mail : info@r-circle.net